

2026 年度支援業務に係る事業計画

2026 年 7 月 6 日から 2027 年 6 月 30 日まで

(法人の名称) 合同会社 Familia

1 事業実施の方針

高齢者や障がい者、また住まいの確保に苦慮する一般の低額所得者や単身者等の入居困難者に対して、シェアハウス等を含めた居住空間を速やかに確保します。あわせて、入居後の定期的な見守りや医療・福祉機関との連携を行うことで、家主側の不安を解消し、利用者が地域で安心して長く暮らし続けられる伴走型の支援を重点的に実施します。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務					
法第62条第二号に掲げる業務	相談に対し、電話、電子メール、又は対面により住まいに関する相談対応を原則無料で実施。相談内容に応じて、要配慮者の条件に合う賃貸住宅の情報提供や不動産事業者との入居調整、入居契約に関する支援等を行うとともに、必要に応じて初回 10,000 円での住居の提供や、保証人代行・紹介(初回 10,000 円、月額 1,000 円)、緊急連絡先の引受け(月額 500 円)を契約に基づき実施し、円滑な入居を支援	直方市、宮若市、中間市、飯塚市、嘉麻市、桂川町、鞍手郡	2 名	住宅確保要配慮者 全般 20 名	400
法第62条第三号に掲げる業務	賃貸住宅に入居した住宅確保要配慮者に対し、必要に応じて電話や訪問による見守り、生活相談等を行い、福祉関係機関や自治体、不動産事業者等と連携しながら安定した居住の確保を支援。なお、これらの見守りや生活相談支援、また家財・遺品整理や死後事務等については、必要に応じて契約に基づき管理費やサ	直方市、宮若市、中間市、飯塚市、嘉麻市、桂川町、鞍手郡	2 名	住宅確保要配慮者 全般 20 名	200

	ービス費等の対価(電話見守り:月額500円、訪問見守り:月額1,000円、家財整理:5,000円、死後事務:10,000円等)を得て実施。				
法第62条第4号に掲げる業務	賃貸住宅の賃貸人や不動産事業者等に対し、住宅確保要配慮者の円滑な入居促進に関する情報提供を行う。また、当法人が入居後も責任を持って定期的な見守りや生活相談の支援を行い、万が一の際の緊急連絡先引受けや死後事務等のバックアップ体制(契約に基づく有料メニューの活用を含む)を整えていることを伝えることで、家賃滞納や孤立死に対する賃貸人側の不安を解消し、要配慮者の受け入れ促進に向けた働きかけを無料で実施。	直方市、宮若市、中間市、飯塚市、嘉麻市、桂川町、鞍手郡	2名	住宅確保要配慮者全般 20名	50
法第62条第5号に掲げる業務					
法第62条第6号に掲げる業務	第2号から第4号に掲げる業務を円滑かつ効果的に実施するため、地域の福祉関係機関、行政機関、医療機関、及び不動産関係団体等との定期的な情報交換やネットワークの構築に努める。また、居住支援に関する最新の法制度や先進事例を把握するための従事者研修への参加や、地域住民・関係事業者に対する居住支援法人の役割についての普及啓発活動など、本事業の推進に附帯する業務を実施。	直方市、宮若市、中間市、飯塚市、嘉麻市、桂川町、鞍手郡	2名	事業全体として年間20名を支援するための附帯業務	50

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	本事業の実施にあたり、対象となる住宅確保要配慮者の早期発見とスムーズな支援に繋げるため、自治体の福祉部局(高齢者福祉課、障がい福祉課、生活困窮者自立支援窓口等)や、住宅部局(建築住宅課等)との緊密な情報共有体制を構築します。行政窓口に住まいに関する相談があった際には、当法人の相談窓口や有料・無料の支援メニューに関する情報を速やかに提供できるよう連携を図ります。また、自治体が主催する居住支援協議会等へ積極的に参加し、地域の居住支援ニーズの把握や、行政と一体となった居住安定のための仕組みづくりに協働して取り組みます。
--	--

連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	住宅確保要配慮者の住まいの確保と入居後の安心を支えるため、不動産事業者および福祉・医療関係者との強固な連携体制を構築する。不動産事業者に対しては、当法人が入居後の見守りや緊急連絡先の引受け等のバックアップを行うことで受け入れに対する不安を解消し、協力していただける物件の開拓・情報共有を進める。同時に、地域のケアマネジャー、相談支援事業所、医療機関と緊密に連携し、入居者の心身の状況に応じた適切な福祉サービスの導入や生活相談に迅速に対応することで、地域社会で孤立することなく安定して暮らし続けられる環境を協働して整える。
人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	居住支援法人向けの各種研修や行政・関係団体が主催する講習会等に積極的に参加し、最新の法制度や支援事例の習得に努める。また、入居前後の支援から契約に基づく各種メニュー（見守り、家財整理、死後事務等）に至るまで、適正かつ安全に業務を遂行できるよう専門性の向上を図る。

（備考）

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。